

陳 情 文 書 表 (令和2年3月19日定例会提出)

陳情第25号

犯罪者・習近平の入国を禁止するよう国に意見書を提出するよう求める陳情書

令和2年3月5日受理

陳情者 栃木県宇都宮市川田町1084-10  
メゾン・ポピュレール101  
及 川 裕 之

1 要旨

中国が今までに行ってきた行為は、国際法違反、国際人権法違反、国際人道法違反、国際海洋法違反等に該当すると考えられ、その責任は国家主席である習近平にある。日本国家は、国民の生命と財産を守るため「犯罪者の入国を禁止する」という義務を負っており、外国人犯罪者に日本の国土を踏ませないでいただきたい。犯罪者・習近平の入国を禁止するよう国に意見書を提出するよう求める。

2 理由

- (1) 中国は、日本の領空に対しておびただしい数の侵犯行為等を繰り返しており、航空自衛隊のスクランブル発進は、年間約1,000回に達する。
- (2) 中国は、尖閣諸島の領海及び接続水域付近に、月間約90隻かそれ以上の公船（武装含む）を侵入させ、威嚇行為を続けている。
- (3) 中国は、周辺諸国に対して領土侵犯を繰り返しており、特にブータン王国は、中国に領土の10%以上を強奪されたと抗議を行っている。
- (4) 中国は、チベット、東トルキスタン、南モンゴル、香港の各地域において、不当に住民を投獄し、虐待、拷問、強姦、人体実験、強制労働、虐殺等の弾圧を行い、また、ハイテク機器の導入により、住民の監視体制を強化している。
- (5) 中国は、法輪功学習者、地下キリスト教会信者、ウイグル人に対して、生きたまま臓器を収奪する、いわゆる「臓器狩り」を国家主導で行い、諸外国に対して臓器売買の収益（情報によれば年間1兆円）を上げている。
- (6) 上記5の件に関しては、2019年6月、イギリスの民衆法廷において「有罪判決」が出され、当該裁決により「事実」として認定されている。
- (7) 中国は、香港の郊外に、「テロ対策訓練センター」という名の強制収容所を建設していると言われ、また、香港人は、デモへの参加・不参加に関係なく、街を歩くだけで不当に拘束されている。
- (8) 中国は、日本人十数名（公表分のみ）を不法に逮捕し、容疑の詳細も裁判結果も公表せず、長期間にわたって拘束するという重大な人権侵害を犯している。

- (9) 中国は、過去46回の核実験を住民に予告なしで行っており、その結果生じた被曝者に対して、必要な救護処置を行っていない。
- (10) 中国は、日本のEEZ内において、無断で海洋調査及び海底資源調査を行っている。
- (11) 中国は、自らが犯した「通州事件」等の日本人虐殺に関する証拠を隠滅した。
- (12) 中国は、世界中に、でっち上げの「南京大虐殺プロパガンダ」を展開し、虐殺記念日、記念碑、記念像を設置し、日本の名誉と尊厳をおとしめている。

上記陳情いたします。